

## 農林漁家等の世帯分離の許可基準について

都市計画法第34条第12号並びに徳島市都市計画法施行条例第7条第2号及び徳島市都市計画法施行細則第4条の3の規定による市街化調整区域の許可基準「農林漁家等の世帯分離」の各項目に該当しなければ、建築物の建築又は開発行為が許可されません。

### 許可基準

次の①から⑨までのすべてに該当する区域であること。

- ① 災害の発生のおそれのある区域や長期にわたって農用地として保存すべき区域などでないこと（裏面参照 ※1）
- ② 申請者が耕作権者（裏面参照 ※2）又は開発区域の所有者の2親等以内の親族であること。また、現在又は過去に同居をしていること。
- ③ 申請者の父母いずれかが存すること。
- ④ 申請者及び同居予定の家族等に持家がないこと。
- ⑤ 開発区域が次のいずれかに該当すること。
  - ア 従前の世帯の居住地からの距離が1キロメートル以内であること。
  - イ 従前の世帯の居住地と同一の字の区域内であること。
- ⑥ 開発区域の敷地面積が450平方メートル以内（地形の状況により、市長がやむを得ないと認める場合は、600平方メートル以内）であること。
- ⑦ 申請者の父母等が農林漁業を営む者でない場合は、開発区域が法第7条第1項の規定により市街化調整区域として区分される以前から申請者の直系尊属が所有している土地の区域であること。
- ⑧ 申請者の父母等が市街化区域内に居住している場合は、市街化区域内に建築可能な土地がないこと。
- ⑨ 予定建築物の用途が専用住宅であること。

問い合わせ先

徳島市都市建設部建築指導課

開発許可担当 電話：088-621-5029

※1 都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと  
(具体例の一部)

災害レッドゾーン	災害危険区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域	開発(建築)許可は原則禁止
農地関係	第一種農地	
浸水ハザードエリア等	浸水想定区域(洪水)	「想定最大規模」による想定浸水深3m以上が対象(*1) ただし、対策により許可が可能な場合があります。
	浸水想定区域(高潮)	
	土砂災害警戒区域	

(\*1)洪水については、当面5年間は「計画降雨」による浸水想定区域とします。浸水ハザードマップで確認をしてください。

※2 耕作者とは、農業委員会から耕作の状況について証明(耕作証明)を受けた者をいいます。申請地を除いて、個人耕作面積が1000㎡以上であることを確認してください。